

速報！ユウワ通信

平成 28 年 4 月 1 日から施行される税制

過去の税制改正で今年の 4 月 1 日から施行される制度があります。企業経営や個人で活用できるものもありますので、確認しておきましょう。

(1) 法人税率の引き下げ

平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について法人税の税率が段階的に引き下げられます。

開始事業年度	平成27年4月1日 ～ 28年3月31日	平成28年4月1日 ～ 30年3月31日	平成30年4月1日 ～			
普通法人 (資本金1億円超)	23.9%	23.4%	23.2%			
中小法人 (資本金1億円以下)	所得800万まで	所得800万超	所得800万まで	所得800万超	所得800万まで	所得800万超
	15%	23.9%	15%	23.4%	19%※	23.2%

※軽減税率の特例 15%は平成 29 年 3 月 31 日以前開始事業年度までとなっています。

【改正による影響】

資本金が 1 億円以下の中小法人で所得が 800 万円以下の場合には改正による影響はありません。所得が 800 万円を超える中小法人・資本金が 1 億円を超える法人は法人税の税負担が減ることになります。

(2) 減価償却制度の見直し

平成 28 年 4 月 1 日以後に取得をする建物附属設備及び構築物・鉱業用の建物の償却の方法について、定率法が廃止されます。(所得税についても同様)

資産の区分	償却方法
建物附属設備及び構築物	定額法
鉱業用減価償却資産(建物、建物附属設備及び構築物に限る)	定額法 又は 生産高比例法

【改正による影響】

定率法は定額法に比べて建物附属設備や構築物を取得した初年度など初期に減価償却費を多く計上できますが、今後はそれができなくなり毎年同じ金額の減価償却費を計上することになります。また、個人事業者は全て定額法で減価償却をすることになっていますが、税務署に届出をすることによって、建物以外の資産について定率法を選択することができました。しかし今回の改正が施行されれば個人事業者も建物附属設備や構築物について定率法を選択することができなくなります。

(3) 所得拡大促進税制の要件緩和

所得拡大促進税制とは、従業員の給与等の支給額を一定額以上増加させた場合、増加額の 10%を法人税額から控除できる制度(中小企業等は法人税額の 20%が限度)で、税負担が軽減できます。

平成 28 年 4 月 1 日から同 30 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度において、中小企業等の本制度適用要件である賃金の増加率が「3%以上」(従前「5%以上」)に引き下げられ緩和されます。なお適用要件は以下のとおりです。

〈適用要件〉(平成 28 年度に適用する場合)

- ①給与等支給額の総額が基準年度(注1)と比べて3%以上(注2)増加していること
 - ②給与等支給額の総額が前事業年度以上であること
 - ③平均給与等支給額が前事業年度を上回っていること
- (注1)基準年度とは、平成 25 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度の直前事業年度をいいます。例えば 3 月決算法人の場合、平成 24 年度(平成 25 年 3 月期)が基準年度になります。
 (注2)平成 26 年度は 2%、平成 27・28・29 年度は 3%

【所得拡大促進税制の留意点】

- ①事前申請等は必要ありません。
- ②賃金の増加の対象にはベースアップだけでなく賞与や諸手当も含まれます。
- ③平均給与等支給額の計算対象が適用事業年度及びその前事業年度に給与の支給を受けた「継続雇用者」に限定されるため、新規採用があってもその計算には影響しません。
- ④個人事業者も利用できます。

(4) ジュニア NISA がスタート

～4 月 1 日以後の受渡し分から適用～

ジュニア NISA とは、19 歳までの未成年者 1 人当たり年間 80 万円までの株式投資信託や上場株式への少額投資で得られる収益に係る所得税が非課税となる制度です。平成 28 年 1 月から未成年者口座の開設ができ、同年 4 月 1 日から同口座に入れる上場株式等に適用されます。

〈ジュニア NISA のポイント〉

- ①ジュニア NISA 口座開設年の 1 月 1 日時点で 19 歳以下の未成年者が利用できます。
- ②毎年 80 万円まで、最大 400 万円までの株式投資信託や上場株式の配当金・譲渡益等が最長 5 年間非課税となります。
- ③3 月 31 日時点で 18 歳である年の前年の 12 月 31 日までは引出ができません。

【注意点】

- ①運用は原則的に親権者等が行います。
- ②父母、祖父母から贈与を受けた資金は、当然贈与税の対象になります。例えば暦年贈与の非課税枠内で 110 万円の贈与を受けた場合、贈与税は非課税となり、そのうち 80 万円までをジュニア NISA で運用するとその収益等は非課税になります。
- ③ジュニア NISA の口座申し込み時にはマイナンバーが必要となります。

【宮崎 邦謙】

さくらユウワ旅 in ミャンマー(6月2日～6日)

最新申込状況 現在 28 名

定員まで残り僅かです。お申込みお待ちしております。